

徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画 (案)

令和 年 月
徳 島 県

目次

はじめに	1
「関係機関」について	2
1 計画の趣旨	2
2 基本理念	3
3 計画の位置付け	3
4 計画期間	3
5 ギャンブル等への依存がもたらす影響	3
6 本県の状況	
(1) ギャンブル等の環境に関する状況	
① 公営競技の状況	5
② ぱちんこの状況	7
(2) ギャンブル等依存症の治療に関する状況	7
(3) ギャンブル等依存症に関する相談状況	8
(4) 青少年のインターネット利用状況	9
7 取組の基本方針	
(1) 各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施	10
(2) 切れ目のない連携協力体制の構築	10
8 取組の具体的内容	
(1) 各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施	
① 予防対策	
(ア) 学校・地域に対する啓発	10
(イ) 人材の確保及び育成	11
② 相談・医療	
(ア) ギャンブル等依存症が疑われる方への相談・支援	12
(イ) 医療体制の充実及び関係者のスキルアップ	13
(ウ) ハイリスク者対策	14
③ 再発防止・社会復帰	
(ア) 自助グループとの連携推進	14
(イ) 社会復帰の支援	15
(2) 切れ目のない連携協力体制の構築	15
9 計画の進行管理	16

はじめに…

本計画ではギャンブル等※への依存症対策について定めていますが、そもそも、ギャンブル等をはじめとする「依存症」とは、どのような状態を示しているのでしょうか。

※ギャンブル等…法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技
その他の射幸行為(ギャンブル等依存症対策基本法第2条)

人が「依存」する対象は様々ですが、代表的なものに、アルコール・薬物・ギャンブル等があります。このような特定の物質や行為・過程に対して、やめたくてもやめられない、ほどほどにできない状態をいわゆる依存症といいます。

依存症を考える時に大事なのは、そのことによって本人や家族が苦痛を感じているのかどうか、生活に困りごとが生じているのかどうかです。本人や家族が苦しんでいるのであれば、それは改善が必要な状態ですので、依存症についての正しい知識を身に付け、適切な対応をとっていくことが大切です。

医学的定義では、ある特定の物質の使用に関して、ほどほどにできない状態に陥る状態を依存症と呼びますが、本計画では行為や過程に関してそういう状態に陥ることも含めて依存症と表現しています。

依存症の種類には、大きく分けて2種類あります。「物質への依存」と「プロセスへの依存」です。「物質への依存」はアルコールや薬物等の物質を原因とする依存症状のことを指します。繰り返し摂取するうちに、次第に量や回数が増えていき、自分でもコントロールできなくなってしまいます。

一方、「プロセスへの依存」では、物質ではなく、特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう症状のことを指します。

どちらにも共通しているのは、「繰り返す」、「より強い刺激を求める」、「やめようとしてもやめられない」、「いつも頭から離れない」などの特徴がだんだん出てくることです。

依存症に共通することは、「家族とのケンカが増える」、「生活リズムが崩れる」、「体調を崩す」、「お金を使いすぎる」などなにかしらの問題が起きているにも関わらず、ほどほどにできない、やめられない状態に陥っているということです。このような状態にある場合、依存症と同じように対応を考える必要があるといえます。

参考：厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149274.html>

「関係機関」について…

本計画の中では「関係機関」という表現がたびたび出てきます。ここで言う関係機関とは、精神保健福祉センターや保健所、発達障がい者総合支援センター、市町村などの行政機関、生活困窮者への対応を行う自立相談支援機関、相談支援事業所等の障がいサービス事業者、依存症の治療に取り組む医療機関、当事者家族会やダルクなどの自助グループ、金銭問題に関する消費生活センターや弁護士、学校、警察、公営競技場やぱちんこ店などの事業者などを指しています。これらの様々な機関がその時々に応じて連携して対応していきます。

1 計画の趣旨

ギャンブル等の依存は、アルコールなどの物質への依存に比べ依存症との認識を持ちにくく、治療や適切な支援につながらないという現状があります。そのため現実には、多額の金品が得られることへの期待や高揚感などに楽しみを求めて多くの方がギャンブル等に興じています。しかしながら、ギャンブル等への依存が過度になると、金銭問題やそこから犯罪行為を行ったり、家族関係の崩壊など様々な悪影響を本人のみならず家族・友人や職場にもたらす恐れがあります。

国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下、「基本法」という。）を制定し、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を平成31年4月に策定、令和4年3月に変更が加えられました。基本法では都道府県に対して、「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、対策の推進に努めることとしています。

また、近年では、スマートフォン等の一層の普及により、若年からゲームやインターネットに触れる機会が増加しています。独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが行った令和元年度ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査によると、「ゲームを止めなければいけない時に、しばしばゲームを止められなかった」、「ゲームのために、昼夜逆転またはその傾向があった」、「ゲームにより、睡眠障害や憂うつ、不安などといった心の問題が起きていても、ゲームを続けた」、「ネット使用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことがたびたびあった」などのアンケート回答があり、ゲーム等の使用により、日常生活へ影響を与える可能性が見受けられました。このように誰もが、ギャンブル等やゲーム、インターネットなどのプロセスへの依存に陥る危険性があることから、社会全体で対策を講じることが必要となっています。

このような状況を踏まえて、徳島県では、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下、「県推進計画」という。）を令和2年3月に策定し、ギャンブル等への依存について、

県の実情に応じた対策の推進を図って参りました。

そしてこの度、基本計画の変更等を踏まえ、本県のギャンブル等依存症対策をより一層推進するため、県推進計画を改定し、引き続き、この県推進計画に基づき、関係機関と連携し、各段階に応じたギャンブル等への依存対策や、切れ目のない連携協力体制の構築、ゲーム・インターネット等のプロセスへの依存に対する普及啓発を図り、健康で幸せに暮らせる徳島の実現を目指します。

2 基本理念

すべての県民がギャンブル等への依存に関する正しい知識を共有し、適切な支援につながる、安心して健康で幸せに暮らせる徳島づくりを目指します。

3 計画の位置付け

基本法第13条第1項に定める県計画として策定

この計画は、「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」と併せて広く県民の依存症対策の推進を図るとともに、「徳島県保健医療計画」をはじめ関連する計画と連携して参ります。

4 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

5 ギャンブル等への依存がもたらす影響

繰り返しギャンブル等に興じることで、次第に頻度や投じる金額が増加し、仕事や勉学に悪影響が出てくる場合があります。近年では、全国で行われる公営競技に容易に参加可能となるインターネット投票の利用が増加するなど、ギャンブル等がより身近な状況になっています。ギャンブル等への依存がさらに進むと、借金や欠勤、犯罪など本人のみならず家族や友人、職場などの周囲の人々にも影響が広がる恐れがあります。

① 多重債務

依存症になると、負けても次で取り返そうと、次第に賭け金が増加し、不足する賭け金を借金で賄うようになり、多重債務化する恐れがあります。

② 貧困

借金による多重債務のほか、ギャンブル等をするために仕事を休んだり辞めることにより収入もなくなり生活が困窮する場合があります。

③ 家族の崩壊

多重債務などをきっかけに家庭内暴力や、育児放棄(ネグレクト)といった家族関係に大きな問題を生じる恐れがあります。一時期多くの事例が報告された、子どもを炎天下の車内に置き去りにしてギャンブル等に興じる、という事例もあります。

④ 自殺

多重債務や家庭内の問題などにより、自殺に及ぶ恐れがあります。

⑤ 犯罪の誘発

生活の困窮から詐欺、横領、窃盗や、暴行などの犯罪に及ぶ場合があります。

6 本県の状況

(1) ギャンブル等の環境に関する状況

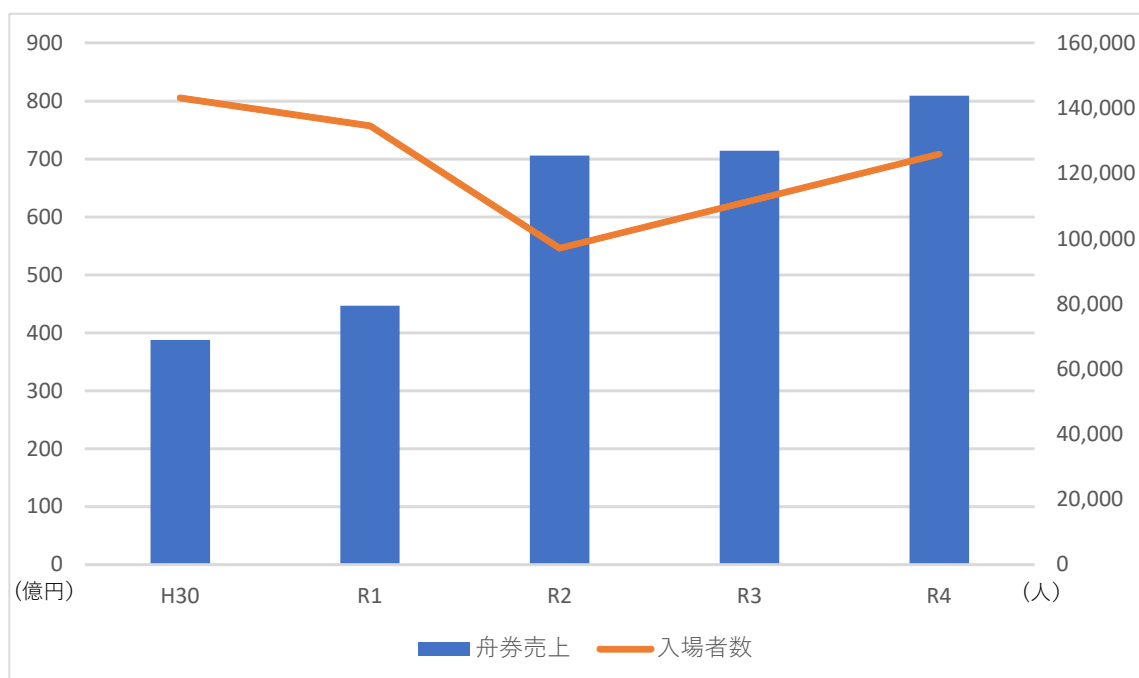
本県では公営競技についてはボートレース鳴門(鳴門市)、小松島競輪(小松島市)の2か所が各市等により運営されており、本場のほか場外投票券売場やインターネット等で購入することが可能です。また、遊技に位置づけられているぱちんこ・スロットについては県内各地において営業しています。

① 公営競技の状況

ア ボートレース鳴門の状況

入場者数については、新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時大きく減少しましたが、回復傾向にあります。一方、舟券売上については、モーニングレースやグレードレースの開催、インターネット投票等の普及等により、増加が続いています。

年度	H30	R1	R2	R3	R4
舟券売上	388億円	447億円	706億円	714億円	809億円
入場者数	143,194人	134,574人	97,027人	111,427人	125,919人
一日平均入場者数	796人	748人	522人	606人	677人

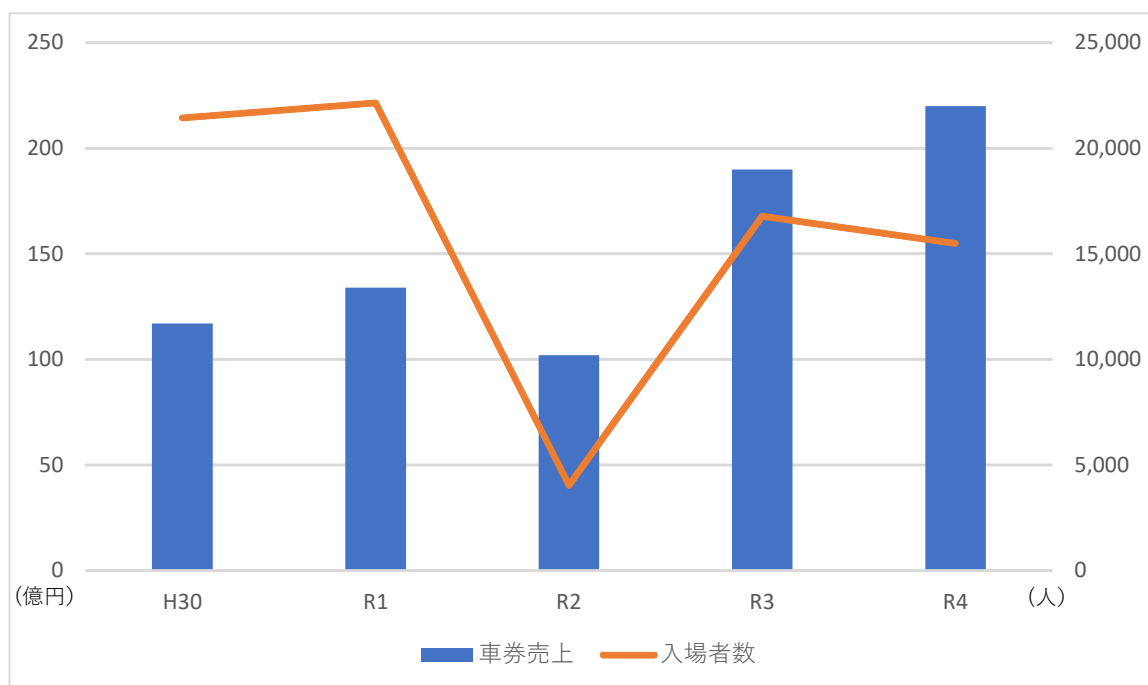


鳴門市から資料提供

イ 小松島競輪の状況

小松島競輪は、新型コロナウイルスの影響で入場者数、売上ともに一時的に落ち込みましたが、インターネット投票の拡大やミッドナイト競輪の開催により売上を大きく伸ばしています。

年度	H30	R1	R2	R3	R4
車券売上	117億	134億	102億	190億	220億
入場者数	21,436人	22,138人	4,040人	16,787人	15,495人
一日平均入場者数	412人	425人	118人	305人	281人



小松島市から資料提供

② パチんこの状況

県内のパチんこ店の営業状況は次のとおりです。パチんこ店の営業にあたっては警察の許可が必要です。過去5年間は店舗数・台数とも減少傾向です。

県内パチんこ店舗数・遊技台数の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4
店舗数	64	64	58	56	52
パチんこ台数	18,088	17,948	16,899	16,786	15,655
スロット台数	11,393	11,360	10,470	10,057	9,400
合計台数	29,481	29,308	27,369	26,843	25,055

全日本遊技事業協同組合連合会の HP 掲載資料より作成

また、令和3年社会生活基本調査によると、パチんこへの行動者率は、5.3%となっており、全国平均より1%低くなっています。

※行動者率:10歳以上人口に占める行動者数の割合

※行動者数:過去1年間に該当する種類の活動を行った人(10歳以上)の数

パチんこにおける行動者率の推移

年度	H23	H28	R3
全国	10.0	8.5	6.3
徳島県	10.8	9.1	5.3

総務省「社会生活基本調査」より作成

(2) ギャンブル等依存症の治療に関する状況

厚生労働省によると、ギャンブル等依存症で医療機関を受診される方は近年増加傾向にあります。

また、全国と比較した場合、本県は多くの方が受診されているように見受けられますが、本県ではギャンブル等依存症専門医療機関※(以下、「専門医療機関」という。)がすでに選定されており、他県に比べ受診し易い環境にあることから患者数が増加しているものと思われます。

※ギャンブル等依存症専門医療機関…依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、ギャンブル等依存症者に専門的な治療プログラムを用いて適切な医療を提供することができる医療機関

	H29	H30	R1	R2
外来患者数（全国）	2,274人	2,873人	3,556人	3,645人
外来患者数 （徳島県内の医療機関受診者数）	77人	88人	86人	78人
全国に占める本県の割合	3.4%	3.1%	2.4%	2.1%

厚生労働省 精神保健福祉資料より作成

医療機関名	対象			備考
	アルコール	薬物	ギャンブル等	
藍里病院	○	○	○	依存症専門医療機関（H30.6.1選定） 依存症治療拠点機関（R元.12.1選定）
第一病院	○			依存症専門医療機関（H30.6.1選定）
むつみホスピタル	○			依存症専門医療機関（H30.6.1選定）

（３） ギャンブル等依存症に関する相談状況

過去3年間の相談件数では32件(R2)から53件(R4)と増加しており、徐々にではありますが相談機関に相談する方が増えています。

なお、令和2年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した調査によると、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の2.2%と推計しています。

このことから、前述した治療に関する状況と合わせると、まだまだ多くの方が医療機関や支援機関につながっていないことが考えられます。

年度	精神保健福祉センター		保健所		計
	電話相談	面接相談	電話相談	面接相談	
R2	15件	2件	14件	1件	32件
R3	22件	3件	1件	0件	26件
R4	40件	11件	2件	0件	53件

(4) 青少年のインターネット利用状況

「令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、青少年のインターネット利用率は年々増加しており、青少年の98.5%がインターネットを利用しています。また、利用内容の内訳は、「動画を見る(92.9%)」、「検索する(84.5%)」、「ゲームをする(83.0%)」が上位となっています。

青少年のインターネット利用率（全国データ）

区分	H30	R1	R2	R3	R4
小学生（10歳以上）	85.6%	86.3%	90.5%	96.0%	97.5%
中学生	95.1%	95.1%	97.4%	98.2%	99.0%
高校生	99.0%	99.1%	98.9%	99.2%	98.9%
総数	93.2%	93.2%	95.8%	97.7%	98.5%

青少年のインターネット利用内容（いずれかの機器、全国データ）

区分	投稿やメッセージ交換をする	ニュースを見る	検索する	地図を使う	音楽を聴く	動画を見る	読書をする	マンガを読む	ゲームをする	買い物をする	勉強をする	撮影や記録を制作する	その他
小学生（10歳以上）	43.0%	32.4%	74.1%	20.3%	51.9%	88.1%	6.8%	11.7%	86.2%	4.5%	70.0%	28.7%	14.6%
中学生	74.6%	55.9%	87.4%	45.1%	79.9%	93.9%	13.7%	31.9%	84.9%	15.2%	71.2%	34.9%	13.9%
高校生	89.8%	65.5%	91.2%	68.3%	91.0%	96.2%	22.7%	48.6%	77.9%	39.0%	75.6%	43.8%	12.0%
総数	69.9%	51.9%	84.5%	45.1%	75.1%	92.9%	14.6%	31.2%	83.0%	19.7%	72.1%	35.9%	13.5%

内閣府 令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査より作成

7 取組の基本方針

(1) 各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施

① 予防対策

学校・職場・地域など各分野における啓発を実施し、ギャンブル等をはじめ、ゲーム・インターネット等のプロセスへの依存に関する県民各層の正しい知識の普及と理解の促進を図ります。

② 相談・医療

相談、治療、回復支援に関わる機関による情報共有、連携の促進を図ることにより、本人とその家族が、適切な支援を受けられる体制の構築を図ります。

③ 再発防止・社会復帰

ギャンブル等依存症の再発防止や社会復帰を支援するため、自助グループと連携した取組の推進を図るとともに、社会復帰や回復に向けた支援に関係機関が連携して取り組みます。

(2) 切れ目のない連携協力体制の構築

地域のかかりつけ医療機関をはじめとして、地域における相談機関、精神保健福祉センター、保健所、専門医療機関やギャンブル等依存症治療拠点機関※(以下、「治療拠点機関」という。)、学校、自助グループ等による連携を強化し、包括的な支援の実現を図ります。

※ギャンブル等依存症治療拠点機関…依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、県内におけるギャンブル等依存症に対する連携の拠点として機能する医療機関

8 取組の具体的内容

(1) 各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施

① 予防対策

ギャンブル等への依存の発生を予防するためには、県民一人ひとりがギャンブル等への依存に関連する問題について正しい知識を持って自らが予防に必要な注意を払う必要があります。

(ア) 学校・地域に対する啓発

学校における保健教育や、地域において職場の研修等を活用し、ギャンブル等への依存が日常生活に与える影響等について啓発を行います。課金を伴うオンラインゲー

ムの過度の利用における危険性についての啓発を行います。自助グループや精神保健福祉センター、保健所において、啓発イベント等を実施し、地域の方々への普及啓発に努めます。

＜具体的な取組＞

【学校】

- ・ 各種学校、特に小学校において、ゲーム・インターネット等のプロセスへの依存についての理解を促進、課金を伴うオンラインゲームへの注意喚起を実施するとともに、啓発のための各種教材をホームページに掲載（徳島県消費者情報センター）
- ・ スマートフォン等の適正な利用に関するホームページの開設等による支援・啓発の実施（教育委員会）
- ・ 学校行事等を活用し、児童生徒だけでなく保護者に対しても啓発活動を実施（教育委員会）
- ・ 関係機関による出前講座による啓発の実施（保健所、教育委員会、自助グループ、関係機関）

【地域】

- ・ 保健福祉関係のイベントなど、様々な機会を通じ、行き過ぎたギャンブル等への傾倒がもたらす悪影響についての啓発を実施（保健所、関係機関）
- ・ ギャンブル等依存症のセミナーなどの実施（関係機関）
- ・ 県のホームページ等において、ギャンブル等依存症についての啓発を実施（県保健福祉部、関係機関）
- ・ ギャンブル等依存症関連問題啓発週間（5月14日から20日）を中心に啓発活動を実施（関係機関）
- ・ 関係機関による企業等の研修や地域の集会等への出前講座による啓発の実施（保健所、関係機関）
- ・ 精神保健福祉センター、保健所における相談支援及び相談支援体制の周知・広報を実施（精神保健福祉センター、保健所、関係機関）
- ・ ぱちんこ店において啓発用ポスターの掲示や従業員に研修を実施（県遊技業協同組合）

（イ）人材の確保及び育成

関係機関を対象に、ギャンブル等への依存に関する専門的知識の研修を行い、相談支援体制の強化に取り組みます。

＜具体的な取組＞

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、地域の身近な相談窓口（保健所、市町村、医療機関等）職員を対象にギャンブル等依存症研修を実施（精神保健福祉センター）

② 相談・医療

ギャンブル等依存症の進行を防止するためには、早期発見・早期介入の取組が重要であり、地域及び職域におけるギャンブル等依存症対策のための環境整備が必要です。本人とその家族が、適切な支援を受けられる体制の構築を図ります。

（ア）ギャンブル等依存症が疑われる方への相談・支援

ギャンブル等依存症の多くは借金の返済など本人や家族の生活に具体的な影響となって現れて初めて気付きます。多重債務の相談窓口が金銭問題等についてギャンブル等への依存が疑われる方を認知した場合、適切に相談や治療につながるよう相談機関等を紹介することでギャンブル等依存症の治療につなげます。

＜具体的な取組＞

- ・ 消費生活センターや弁護士、警察等の関係機関が、ギャンブル等依存症が疑われる事案を認知した際には、本人及びその家族に対して、精神保健福祉センターや保健所、医療機関等を紹介（関係機関）
- ・ ギャンブル等依存症が疑われる方及びその家族等が、相談機関につながりやすくなるよう、各種啓発の機会を捉えて相談先を周知（関係機関）

県内の主な相談先

機関名	場所	電話	備考
徳島県精神保健福祉センター	徳島市新蔵町 3 丁目 80	088-625-0610	依存症相談支援拠点
藍里病院	板野郡上板町佐藤塚字 東 288-3	088-694-5151	依存症専門医療機関 依存症治療拠点機関
徳島保健所	徳島市新蔵町 3 丁目 80	088-602-8905	精神保健福祉相談
吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島 106-2	0883-36-9018	精神保健福祉相談
阿南保健所	阿南市領家町野神 319	0884-28-9878	精神保健福祉相談

美波保健所	海部郡美波町奥河内字 弁才天 17 番地 1	0884-74-7372	精神保健福祉相談
美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明 連 23	0883-52-1018	精神保健福祉相談
三好保健所	三好市池田町マチ 2542 番地 4	0883-72-1123	精神保健福祉相談
徳島ダルク	徳島市住吉 4 丁目 3- 64-202	080-3994-4173	民間団体による依存症 リハビリ施設

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、依存症専門医や心理職による相談を実施(精神保健福祉センター)
- ・ 保健所において、精神科医による精神保健福祉相談を実施(保健所)
- ・ 生活困窮者への対応を行う自立相談支援機関により相談者の実情を把握した上で、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者(ギャンブル等依存症の方を含む)の自立に向けた取組を展開(自立相談支援機関、関係機関)
- ・ ギャンブル等依存症が疑われる方に対して、精神保健福祉センターや保健所から、適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループを紹介し、回復に向けた支援を実施(関係機関)
- ・ 公営競技において、本人またはその家族の申告に基づくアクセス制限の実施及び当該制度の普及啓発(公営競技事業者、関係機関)
- ・ 公営競技において、本人の申告に基づく購入限度額の設定及び当該制度の普及啓発(公営競技事業者、関係機関)
- ・ 公営競技場やそのホームページ等において、利用者に対しギャンブル等依存症に関する啓発を行い、相談機関の情報提供を実施(公営競技事業者)
- ・ ぱちんこ店利用者にギャンブル等依存症の自己診断テストが出来る機会を設けるとともに、リカバリーサポート・ネットワーク※による支援を行い、利用者からの相談に応じ適切な医療機関等を紹介(遊技業協同組合、遊技業団体加盟店)

※リカバリーサポート・ネットワーク…遊技業団体が自ら依存症問題に取り組むために設立した NPO 法人。電話相談や啓発活動を実施。

(イ) 医療体制の充実及び関係者のスキルアップ

ギャンブル等依存症が疑われる方を専門的かつ適切な治療に結びつけるため、医療機関の連携促進を図るとともに、関係者に対する研修会等を実施します。

＜具体的な取組＞

- ・ 専門医療機関及び治療拠点機関の選定（県保健福祉部）
- ・ 医療従事者を対象としたセミナーの開催（治療拠点機関）
- ・ 患者を対象とした、ギャンブル等依存症の専門治療プログラム^(※)の実施（精神保健福祉センター、専門医療機関）

※専門治療プログラム…SAT-G (Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder)などの

ギャンブル等依存症患者に対して実施する集団治療

- ・ 身近な相談窓口（保健所、市町村、医療機関等）の職員を対象とした研修会の開催（治療拠点機関）
- ・ ギャンブル等依存症の方の家族を対象とした家族勉強会、家族支援プログラム(CRAFT(クラフト)^(※))の実施（専門医療機関）

※CRAFT(クラフト)…本人を治療に結びつけるための依存症者の家族を対象とした家族支援プログラム

- ・ 医療関係者を対象とした家族支援プログラム(CRAFT(クラフト))研修会、ワークショップの開催（治療拠点機関）

（ウ）ハイリスク者対策

家庭内暴力や横領・窃盗、自殺未遂等を起こした方のうち、ギャンブル等依存症が疑われる方について、再発防止や予防対策のため、適切な支援につながります。

＜具体的な取組＞

- ・ 本人及びその家族に対する相談や専門医療機関への受診勧奨、必要に応じて自助グループを紹介（精神保健福祉センター、保健所、関係機関）

③ 再発防止・社会復帰

ギャンブル等依存症の再発防止や社会復帰に向けては、周囲の理解と支援が必要です。

そのため、再発防止への支援や、社会復帰に向けた支援に関係機関が連携して取り組みます。

（ア）自助グループとの連携推進

精神保健福祉センターをはじめとする関係機関が、自助グループと連携し本人や家族への啓発を行うことにより、再発防止や回復支援を行います。

＜具体的な取組＞

- ・ ギャンブル等依存症経験者の講演等自助グループと連携した啓発活動等の実施

(関係機関)

(イ) 社会復帰の支援

ギャンブル等依存症の方の生活支援、社会復帰や希望の持てる回復に向けた支援について、ギャンブル等依存症が回復可能な病気であるとの認識の下、相談機関や医療機関等の関係機関が連携して行います。

<具体的な取組>

- ・ 精神保健福祉センター、保健所、医療機関等において、自助グループを紹介するなど回復に向けた支援を実施(関係機関)
- ・ 自助グループ(徳島ダルク)における通所・入所によるリハビリプログラムと共同生活での自立に向けた生活支援の実施(自助グループ)
- ・ 本人の復職や就労の継続について、偏見なく行われるよう職場における理解や支援の啓発を実施(関係機関)

(2) 切れ目のない連携協力体制の構築

地域のかかりつけ医療機関をはじめ、地域における相談機関、精神保健福祉センター、保健所、専門医療機関や治療拠点機関、学校、自助グループ等、以下に掲げる関係機関によるネットワーク会議等を通じた連携、情報共有及び体制の強化を行います。

① 地域における相談機関

精神保健福祉センター及び各保健所、生活困窮者への対応を行う自立相談支援機関や社会福祉協議会などの相談機関による支援を実施します。多重債務の相談窓口やギャンブル等事業者等がギャンブル等への依存が疑われる方を速やかに相談機関や医療機関につなげられるように連携を図り、本人及びその家族が再びギャンブル等への依存に悩まされることのないよう、継続した支援を実施します。

② 専門医療機関・治療拠点機関

専門医療機関の医療提供体制の拡充を図るとともに、治療拠点機関による研修会等の開催による、ギャンブル等依存症の治療に関わる医療従事者等の対応能力の向上を図ります。

③ 自助グループ

同じ問題をかかえる人たちが集まり、相互理解や支援をし合うグループ
県内の主な自助グループ:徳島ダルク

9 計画の進行管理

県は、県民ニーズや社会・経済・財政の様々な事情の変化に適切に対応し、計画の円滑な推進を図るため、関係機関のネットワーク会議の場において、計画の推進状況を把握し、必要に応じた改善見直しを行います。